

令和7年度第1回  
瑞穂市障害者自立支援協議会全体会議事録

1 開催日時 令和7年8月25日（月）午後1時30分～午後3時10分

2 開催場所 ココロかさなるCCNセンター 第1～3会議室

3 出席委員

(1) 委員 18名

勝 尚志、牛丸 真児、見吉 時夫、田中 正、廣瀬 功、玄 景華、  
塩谷 岳二、山下 千鶴、棚瀬 友美、久富 和浩、大野 春菜、  
林 善太郎、荒木 由香、松田 憲児、高橋 亜由美、田島 恵里那、  
奥村 浩康、谷村 雄司

(2) 瑞穂市長 森 和之

(3) 事務局

健康福祉部長 佐藤 彰道、福祉生活課長 古澤 秀樹  
福祉生活課 杉原 昌実、吉田 愛加、浅野 かおり

4 議題

- (1) 第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について
- (2) 基幹相談支援センターの事業・運営状況等について
- (3) 地域生活支援拠点の評価・検証について
- (4) 瑞穂市障害者自立支援協議会 部会員の変更について
- (5) 各部会のR7活動計画について
- (6) その他

5 会議資料

第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について（資料1）

基幹相談支援センターの事業・運営状況等について（資料2）

地域生活支援拠点の評価・検証について（資料3）

瑞穂市障害者自立支援協議会 部会員の変更について（資料4）

各部会のR7活動計画について

くらし部会（資料5）

子ども部会（部会の活動計画資料）

相談支援部会（資料6）

権利擁護部会（資料7）

令和7年度瑞穂市障がい者文化芸術作品展作品募集

## 6 議事内容

司 会	<p>本日はご多用の中ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議は、会議録の作成の関係上、録音させていただきますのでご了承願います。</p> <p>それでは定刻となりましたので、ただ今より令和7年度第1回瑞穂市障害者自立支援協議会全体会を開会いたします。本日の進行を務めさせていただきます、健康福祉部福祉生活課の古澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>最初に本会議は、委員22名のうち18名の方のご出席をいただいており過半数以上となりますので、瑞穂市附属機関設置条例第8条の規定に基づき、本協議会は成立となります。</p> <p>それでは、協議会の開催にあたりまして、玄会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<b>会長挨拶</b>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、市長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
市 長	<b>市長挨拶</b>
司 会	<p>ありがとうございました。ここで、今年度から新たに委員になられました4名の委員の皆様に、自己紹介を兼ねて所属とお名前をお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。それではここで、委員の皆様の自己紹介に移らせていただきます。本協議会の委員様につきましては、各所属等からご推薦およびご承諾をいただきました。それでは順番にお願いします。</p>
委 員	<b>自己紹介</b>
司 会	<p>それでは、市長はこの後、他の公務がありますので、これで退席とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
司 会	<p>これより議題に入らせていただきます。これから議事進行は、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項により、会長に議長をお願いすることとなりますので、よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>本協議会の議長を務めさせていただきます。</p> <p>協議会の円滑な議事進行に何卒ご協力ををお願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは、本委員会は瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第11条の規定により原則公開となっておりますので、この会議を公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。</p>
	<b>全員挙手</b>

会長	<p>異議がないようですので、公開とさせていただきます。</p> <p>次に、同要綱第12条の規定では、会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに会議を傍聴させることになっています。</p> <p>まず、傍聴定員を何人にするかを決めなければならぬのですが、事務局から案はありますか。</p>
事務局	定員に規定はございませんが、前回の会議でも5人としていることから5人でいかがでしょうか。
会長	<p>ただ今事務局から定員5人の案が提示されましたがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;"><b>意見なし</b></p>
委員	特にご意見がないようなので、これから開催される会議の傍聴人の定員は5人とさせていただきます。事務局、今回の会議の傍聴人の申出はありましたでしょうか。
事務局	今回は、傍聴を希望される方がありません。
会長	それでは、まず本協議会の会議録について審議します。事務局より説明願います。
事務局	会議録の作成方法や確認方法につきまして、3点ほど確認させていただきます。まず1点目でございますが、会議録は要点筆記とさせていただきたいと思います。2点目は発言した委員の氏名を実名ではなく、A委員、B委員、C委員というように記載をさせていただきたいと思います。3点目は作成した会議録の確認方法につきまして、会長、副会長に確認をしていただき、了承を得てから会議録として公開をさせていただきたいと思います。
会長	<p>ただ今事務局よりご提案ありましたが、何かご意見等ございますでしょうか。事務局の提案にご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>挙手全員</b></p> <p>ありがとうございます。異議なしということで認めます。本委員会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名は記載しないこととします。会議録につきましては、会長、副会長の了承を得て公開といたします。それではこれから、議題の方に入っていきたいと思います。</p> <p>議題（1）第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について議題とさせていただきます。事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>お手元の資料の1ページ資料1をご覧ください。</p> <p>この第3期障がい者総合支援プランは、障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、瑞穂市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定しています。</p> <p>今年度に入り各部会を開催し、それぞれの部会ごとに総合支援プランの進行状況を評価しました。評価については、資料1ページの一番上に記載がございますとおり、1、目標達成した。事業終了したが②、順調に</p>

	<p>進行しているが○、3、おおむね進行しているが△、4、進行が不十分であるが×、5、該当なしが一の評価となりなす。</p> <p>それでは、資料1ページ、くらし部会の方から説明をお願いいたします。</p>
くらし 部会長	<p>第3期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理につきましては、6月18日に開催しましたくらし部会において、4部門21項目にかかる令和6年度の進行状況について評価を行いました。</p> <p>1ページをご覧ください。1つめの大項目「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の1項目目「目標年度施設入所者数」につきましては、令和6年度の目標27人に対し、実績値29人と施設入所者数が目標数を下回らなかつたため、地域移行は進んでいないということで、進行が不十分であるの×としました。ただし、3年間を通しての目標27人であるので、今後、順次の取り組みが必要と考えます。近年は、グループホーム等の施設は増加しているが、高齢化や身体機能の低下などから、施設に戻る事例があるほか、本人や保護者に移行について不安感があることや、職員の情報不足も課題であると考えています。次の項目、「地域生活移行目標数」につきましては、令和6年度の実績は0人で、目標の2人に達していないため、進行が不十分であるの×としました。この項目につきましては、まだまだ本人への働きかけ体制が不十分で、保護者の意向や本人の不安も障壁となっているほか、施設側も移行の意欲はあるが、支援体制が未整備であることも課題ではないかと考えています。次に、2つめの大項目「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の1項目目「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催数」につきましては、くらし部会の開催数としておりまして、目標2回に対し、実績値は2回であり、目標達成したの○としました。次に、2項目目「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数」につきましても、くらし部会の部会員数としており、目標14人に対し、部会員数17人で、目標達成したの○としました。3項目目の「保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数」につきましては、本障がい者自立支援協議会全体会としており、目標1回に対し、実績値1回で、目標達成したの○としました。その下、「精神障がい者の地域移行支援の利用者数」及び「精神障がい者の地域定着支援の利用者数」につきましては、令和6年度の実績は0で、目標の1人に達していないため、進行が不十分であるの×としました。この2項目につきましては、今後「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が力を入れるべき分野であるので、各関係機関と連携して機能強化に努めてまいりたいと考えています。次に、「精神障がい者の共同生活援助の利用者数」につきましては、目標2人に対し、実績値14人で、目標達成したの○としました。その下、「精神障がい者の自立生活援助の利用者数」につきましては、目標1人に対し、実績値1人で、順調に進行しているの○としました。その下、「精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数」につきましては、令和6年度の実績は0で、目標の1人に達していないため、進行が不十分であるの×としました。この項目につきましては、現在くらし部会において施設の見学などを行い、事業推進に努めてまいります。2ページをお願いします。大項目3つ目の「地域生活支援の充実」の1項目目「地域生活支援拠点の整備」及び「コーデ</p>

	イネーターの配置人数」につきましては、拠点は整備済み、配置人数につきましても、目標1人に対し実績値2人で、目標達成したの○としました。また、その下「支援の実績等を踏まえた運用状況の検証、年間の見込み回数」につきましては、本障がい者自立支援協議会全体会としており、目標1回に対し、実績値1回で、目標達成したの○としました。その下、「強度行動障がいを有する障がい者に関する、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備」につきましては、評価対象年度ではなく、今回は該当なしのバーとしました。今後は、強度行動障がいを有する障がい者に関する、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備をしてまいります。次に、大項目4つ目の「福祉施設から一般就労への移行等」の1項目目「就労移行支援事業等による一般就労への移行者数」につきましては、目標19人に対し、実績値15人で、順調に進行しているの○としました。その下、「就労移行支援事業による一般就労への移行者数」につきましては、目標6人に対し、実績値4人で、順調に進行しているの○としました。その下、「就労継続A型による一般就労への移行者数」につきましては、目標7人に対し、実績値7人で、目標達成したの○としました。その下、「就労継続B型による一般就労への移行者数」につきましては、目標6人に対し、実績値4人で、順調に進行しているの○としました。次に、「就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数と全事業所に占める割合」ですが、現在、瑞穂市内の就労移行支援事業所が存在しないため、該当なしとしバーとしました。次に、「就労定着支援事業を利用した人の人数」につきましては、目標7人に対し、実績値1人ではあります、一部確認できないケースや、利用しないケースもあったため、おおむね進行しているの△としました。次に、「就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数と全事業所に占める割合」ですが、現在、瑞穂市内の就労定着支援事業所が存在しないため、該当なしとしバーとしました。くらし部会からは以上です。
会長	最後に皆様からの質問を伺いたいと思いますので、子ども部会お願いします。
子ども部会長	障がい児支援の提供体制の整備等について1項目目、「児童発達支援センターの設置」につきまして、圏域内に1か所ポップの家がすでに設置されておりますので、達成済みと言えることで○とさせていただきました。2項目目、「障がい児の地域社会の参加、包容インクルージョンの推進体制の構築」、こちらにつきましては、子ども部会において関係機関が連携して地域社会への参加や、包容を進めるための協議の場として機能しており、この体制が既に存在していることから構築済みということで○とさせていただきました。その次の項目、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保」、こちらにつきましては、瑞穂市内にありますスマイルプリーズ瑞穂という事業所では重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所として確保されており、同様の対象児童受け入れを行っている放課後デイサービス等も、当事業所で行われているという体制が整っていることから、確保済みという形で○とさせていただきました。次に「主に重度心身障がい児の放課後等デイサービスの確保」についても、先

	ほどお話した通りで1か所確保済みということで◎となっております。次の項目、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」につきましては、医療的ケア児の支援に関する関係機関の協議の場として、子ども部会の設置がされておりますので、設置済みということで◎とさせていただきました。「支援調整コーディネーターの設置」の項目に参ります。こちらの方は2名設置済みで3名となっております。こちらにつきまして、担当機関として社会福祉協議会が位置付けられておりますので、設置済みということで◎とさせていただきました。以上です。
相談支援部会長	「基幹相談支援センターの設置」は、基幹相談支援センターはすでに設置されており、実際に担当者が協議の場に参加していることから、計画に基づく取り組みは達成されています。「地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数」は、年末ごろから市内の相談支援事業所を中心に訪問し、指導・助言を行っています。昨年度は5か所を訪問した実績があるため、計画に沿った取り組みが実施されています。「地域の相談支援事業者的人材育成の支援件数」は、昨年度は人材育成研修として、瑞穂市民生委員児童委員協議会研修会でのロールプレイを実施しました。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。 「地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数」は、昨年度、地域の相談支援機関との連携強化の取り組みとして、相談支援部会を4回開催しました。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。「個別事例の支援内容の検証と実施回数」は、昨年度、個別事例の支援内容についての事例検討を4回実施しました。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。「主任相談支援専門員の配置数」は、相談支援専門員のうち、協議会の委員として主任相談支援専門員が2名配置されています。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。「相談支援事業所の参画による事例検討実施回数」は、昨年度、相談支援事業所が参画する形での事例検討を4回実施しています。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。「参加事業所・機関数」は、相談支援部会に参加している事業所・機関は約8機関であり、これを年間の会合回数(約4回)に掛けた延べ参加数は32回と推定されます。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。「専門部会の設置数」は、専門部会は4つ設置されています。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。「専門部会の実施回数」は、昨年度の専門部会は約13回実施されました。実施済みであることから、計画に基づく取り組みは達成されています。次に、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築について、まず「都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他研修への市町村職員の参加人数」。昨年度都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修に市の職員が2名参加しました。実施済みなのでこちらも達成です。「障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する体制の有無」。障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所や関係自治体と共有する体制については、具体的な仕組みがまだなく、今後の検討となっています。「障がい者自立支援審査支払等システム

	等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する取り組みの実施回数」、これは前項と同じです。次に、「都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業所及び、指定障がい児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無」。こちらは現時点ではまだ実施されておらず、今後の検討となっております。次項ついても同じです。以上です。
子ども部会長	では発達障がい者等に対する支援について、子ども部会よりお話をさせていただきます。1項目目、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数」につきまして、令和6年度5名としております。スマイルプリーズ瑞穂において令和6年度6人の実績がありまして、進行状況は○とさせていただきました。2番目の項目、「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）」とあります。こちらもスマイルプリーズ瑞穂においてペアレントトレーニングをやりました際に、支援者の方にも出席していただきまして、8名ほど出席があり達成済みといたしました。その次の項目、「ペアレントメンターの人数」につきまして、ペアレントメンターは当事者の保護者が同様の立場の保護者を支援する役割で、認定するには、研修事項や推薦状の提出など、一定の条件を満たす必要があります。瑞穂市には現在ペアレントメンターがいない状況で、対象者が限定されることから人材の確保が困難になっております。そのため、該当項目は現時点では未達成です。今後の検討課題になっていくと思われます。次の項目「ピアサポートの活動についての参加人数」。当該項目は目標人数が0人と設定されており、実績も該当なしであったことから、活動の実施が確認されていない項目となっていて今回は該当なしとして書いております。以上です。
会長	ありがとうございます。あと市の方から補足説明があるようすでよろしくお願ひします。
事務局	資料1ページの最初の福祉施設の入所者の地域生活への移行につきまして、この計画を作成した際の具体的な数値として、令和4年度末の福祉施設入所者数が29人いて、令和8年度までに5%以上削減という国の指針を基に、令和8年度末に施設入所者数を27人にするという目標を立てています。令和6年度の実績が29人であり増えてしまっているため評価は×。同様に、地域移行目標数は、令和4年度末の29人の6%以上がグループホーム等の地域へ移行するという指針から、令和8年度までに2人以上移行するという目標ですが、令和6年度は0ということで評価は×となっています。続きまして資料2ページをご覧ください。資料2ページの黒丸の一番上地域生活支援の充実の項目2番目です。コーディネーターの配置人数につきまして、地域生活支援のコーディネート事業とは、生活支援拠点としての機能を果たすために、整備の主体である市町村とともに地域のニーズや社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するために地域の実情に応じて拠点関係機関等の連携の上で以下の業務を行うものとされています。コーディネーターの要件なんですが、協議会への参画又は運営の実績など、地域における相談体制等の構築について一定の知識及び経験を有するもの、2つ目として、障がい者等に対する相談支援や、地域移行に係る支援等に相当期間従事するなど一定の知識及び経験を有するもの、そ

	<p>れから3番目として、その他社会福祉士など障がい者支援に関する一定の知識及び経験を有するものとされております。どのような業務かといいますと、1つ目として基幹相談支援センターや相談支援事業等地域の相談体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握、登録したうえで常時の連絡体制を構築し、必要なサービスのコーディネーターや相談等の支援を行う。2つ目として、短期入所事業所との連携体制を構築して常時緊急受け入れ態勢を確保したうえで、緊急事態における受け入れの調整や医療関係への連絡等の対応をする。3番目として地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援、その他地域生活への移行に向けた支援に係る調整をするというような業務となります。今2名という風に説明がありましたが、瑞穂市としてはコーディネーターとして課長と私の2名を配置しているというところでございます。緊急時は、宿直委託業者から連絡が入る体制が取られています。それから連絡が入って、緊急で短期入所がもし必要な場合は、大和園の短期宿泊事業を利用して対応できる体制が整っています。地域における障がい福祉サービスの体系的な利用に係る支援、地域生活への移行に向けた支援について、瑞穂市の生活訓練場の運営を始め、福祉生活課内にある基幹相談支援センターと連携して、障がい福祉サービスにつなげられるような調整を行っています。このような運営を行っております。一応県の方にも確認をしましたが、コーディネーターは専任である必要はないということでした。また、コーディネーターは緊急時のこういった対応だけではなくて、体験機会の提供等、拠点の5つの役割をトータルでコーディネートできる人材であることがクリアできるのであればという見解でした。決まった答えはないということで、地域の実情に応じたコーディネーターを配置していただければということでしたので、瑞穂市としては課長と私が担います。それからもう1つ補足させていただきます。4ページをご覧ください。4ページの障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築。こちらの上から2項目目、3項目目、障がい自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所や関係自治体と共有する体制の有無につきまして、障がい福祉サービスを提供する事業所は計画に従って障がい者にサービスを提供します。事業所はサービスを提供した翌月に給付費等の請求情報を国保連あてに提出されます。国保連はその請求内容を審査しまして、その内容を市町村に送付して、市町村はその請求情報をまたさらに審査します。国保連はその市町村の審査結果に基づいて事業所に支払う給付費等を市町村に請求するという流れを取っております。このような1次審査、2次審査を通して修正内容把握して、事業所に連絡をして、修正できる体制を取っております。現在、この障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有につきまして、他の自治体等調べますと、各市町において事業所からの請求に係る誤りやすいエラーだとか、不適切な請求事例について、誤りやすい事例をホームページ等を使い掲載して、適切な請求事務に努めてもらうよう促す取り組みを行っているところもありました。瑞穂市においては、まだそこまでの取り組みは行っておりませんが、今後県等関係自治体と連携しながら対応していきたいと考えております。以上でございます。</p>
会長	ありがとうございました。第3期障がい者支援プランの令和6年度につ

	<p>いての評価、各部会長とただいま市の方から丁寧な補足説明がありました。何か各委員の皆さんからいかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。おおむね○、○ということで全体的には第3期プランも順調に進んでいるかなという風に思われます。×の進行が不十分というところもいくつもあり、色々な課題もございますし、今年度来年度に向けて目標達成に向けて取り組んでいただければと思います。順次PDCAサイクルに基づいて評価をしていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>それでは議題の方、続きまして（2）ということで、基幹相談支援センターの事業、運営状況等についてのご説明を事務局の方からお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは資料を基に説明させていただきます。お手元の資料にある5ページ、資料2をご覧ください。今回、基幹相談支援センターの相談対応実績として令和5年4月から、令和7年7月の範囲の相談実績の方を上げさせていただいている。まずは件数です。件数は令和5年が19件、6年度が19件、今年度が21件となっておりまして、毎年度おおむね同じ水準の相談が寄せられている形となっております。6ページの種別の方を見ていただくと、主に今回青色の範囲で示させていただいた精神障がい者やその関係者からの相談が大半を占めている状態となっています。この傾向が偏っている理由としまして、知的障がい者や発達障がい者の方々は、幼少期からの支援員とかかわりのある方で、すでに相談先を持っていることが多いことに対して、精神障がい者の方は成人してからの発症が多く、まだ相談先がない方やご家族からの相談となるケースが多く、このような比率になっていると思われます。また、精神障がい者の社会参加や居場所づくりについては、今後重要な課題であり、支援体制を構築する必要性があると考えられます。続きまして7ページ目です。こちらは相談の方法になります。青色で示させてもらったのが電話相談、オレンジ色が窓口相談の2つとなっており、各年度ともに90%を占めております。また、緊急性の有無や関係機関の養成等により訪問での相談支援も実施しています。令和6年度は保健所や警察、市関係課からの依頼によって、柔軟に対応させていただいていることで訪問件数の増加がありました。令和7年度についても引き続き柔軟に対応させていただきたいと思っておりまして、2件の訪問案件の実績があります。具体例としては障がい者による高齢者虐待について地域福祉高齢課に同行し、加害者の自宅を訪問した案件。また加害者の今後を考えるため関係機関とともに自宅を訪問し、相談に応じた例が挙げられます。続きまして8ページ目です。相談と性別の傾向です。令和5年、6年度はやや女性の相談の件数が多くあった形で、令和7年度については、今の時点ではやや男性の割合が多い形となっております。続いて9ページ目です。各相談者の年代を示したグラフです。各年代ともに40代、50代の相談がやや多い傾向にあります。令和7年度について10代の相談件数がやや多い傾向にありますが、10代のお子さんを持つご両親や、将来のことを心配されての相談が多く、使える障がい福祉サービスについての相談が寄せられている状態となっております。続いて10ページ目です。相談された方とその対象者との関係性です。令和5、6年度は大半が青色で示させてもらったご本人からの相談がありました。</p>

	次いでオレンジ色が保護者からのご相談となっております。保護者の相談の場合は深刻なケースが多く、本人からの相談の場合は、より具体的な相談につながることが多いです。令和7年度につきまして、現時点ではご両親からの相談が多い割合を示している形になっております。続いて11ページ目です。こちら相談内容についてですが、例年障がい福祉サービス関係の相談や症状についての相談、健康医療に関する相談が多く寄せられている状態となっております。令和7年度についても引き続きこの傾向は続いているのではないかと思われます。また、障がい福祉サービスに関する相談では、サービスの利用につながるケースも多く、その場合には相談支援専門員が支援者となる傾向もあります。説明は以上となります。
会長	<p>ありがとうございました。基幹相談支援センターが令和5年度から立ち上りました。今年は4月から7月までの4ヶ月の期間になりますが、それぞれの年度ごとの比較を円グラフで出されております。資料には、説明がありましたように、かなり詳細で具体的なコメントが記載されております。各委員の方からいかがでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。精神障がい者の方の相談件数が非常に多いというのが特徴かなと思います。いかがでしょうか。数字の方も随分見やすく分析されていまして、大分わかりやすいデータを提示していただいたと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に進めさせていただきます。議題の方は（3）ということで地域生活支援拠点の評価検証ということが自立支援協議会の大きな役割の1つになっておりますので、こちらも事務局の方からご説明お願いします。</p>
事務局	<p>それではお手元の資料の12ページをご覧ください。議題3地域生活支援拠点の評価検証につきまして、初めに事務局の方から説明を行いまして、こちらの評価検証につきましても、各専門部会の方で行っておりますので、後程各部会の方から説明をしていただきたいと思います。まず資料12ページの資料3ですが、令和5年度に地域生活支援拠点を整備しました。今回は令和6年度についての評価検証となります。この資料の4番、役割分担のところをご覧ください。こちらは相談に関すること、緊急時受け入れに関すること、体験の機会、専門的人材の確保、地域の体制づくりについて、それぞれ担当部会の割り振りが決まっております。今回の全体会での協議を経て、改善点、拡充案について、実現に向けた取り組みを適宜実施していきます。</p> <p>それでは、くらし部会から説明をお願いします。</p>
くらし 部会長	地域生活支援拠点の評価・検証につきましても、6月18日に開催しましたくらし部会において、4つの項目にかかる令和6年度の現状・実績等について、評価を行いました。資料の13ページをご覧ください。まず、地域生活支援拠点評価シート、緊急時の受入・対応でございます。1の令和6年度の現状・実績等の（1）機能の概要につきましては、緊急対応など支援が必要な障がい者等の緊急時の受け入れ先の確保を行うもので、（2）の受入施設は、もとす広域連合の大和園、養護老人ホームとなっています。（6）の令和6年度の利用実績については、利用人数1人、延べ13日、相談件数1件となっています。14ページをご覧ください。

	<p>2の評価・改善点ですが、評価は全体として適切としました。また、利用者からは、対応は柔軟で非常に助かったとのご意見もあり、こうした緊急利用からグループホーム調整に繋げる流れは理想的とのご意見もございました。次に、15ページをご覧ください。地域生活支援拠点評価シート、体験の機会・場でございます。1の（1）機能の概要については、地域生活への移行や継続ニーズを踏まえた地域生活の体験宿泊等を行うもので、（2）の実施場所については、瑞穂市障がい者生活訓練場ふれあいホームみずほとなっています。（7）の令和6年度の利用実績については、128日、226人となっています。</p> <p>16ページをご覧ください。2の評価・改善点ですが、特段の問題や改善点の指摘はなく、評価は全体として適切としました。次に、17ページをご覧ください。地域生活支援拠点評価シート、専門的人材の確保・養成でございます。令和5年11月に精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が整備され、令和6年度においては、事例検討をもとに地域課題等を抽出し、活用できる地域資源の明確化、及び目標の設定を行い、目標達成に向けた研修会等を開催することとしました。1の（1）機能の概要については、専門性確保に向けた取組を実施するもので、（2）の事業の概要については、サービス事業者、市職員等の専門性の向上、スキルアップを目的とした研修会を開催しました。（3）の研修会の内容等については、令和6年8月27日に自立訓練事業所「うかい」において、くらし部会の委員を対象に自立訓練事業所を直接視察することで、更なる理解に繋げることを目的に開催しました。18ページをご覧ください。2の評価・改善点ですが、特段の問題や改善点の指摘はなく、評価は全体として適切としました。19ページをご覧ください。地域生活支援拠点評価シート、地域の体制づくりでございます。1の（1）機能の概要については、障がい者等の地域生活のニーズを踏まえた地域の体制づくりを行うもので、（2）の事業の概要については、「自立支援協議会くらし部会」における各種課題に関する協議を行いました。（3）の当該年度に開催した部会等の内容等につきましては、令和6年6月12日、11月20日にくらし部会を開催し、障がい者総合支援プランの進捗管理や、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等について協議しました。20ページをご覧ください。2の評価・改善点ですが、特段の問題や改善点の指摘はなく、評価は全体として適切としました。くらし部会からは以上です。</p>
会長	続きまして子ども部会の方のご報告をお願いします。
子ども部会長	子ども部会におきましては、令和7年6月11日に部会を開きまして評価をさせていただきました。令和6年度は、年間10件の基幹相談支援センターによる緊急対応を行いました。受付時間は、平日の日中で、時間外の場合は、緊急時は当直対応も可能ということで増加傾向にあります。困難事例等につきましては、手帳等未取得の方への近隣からの苦情や、支援を拒否される本人以外からの相談にも苦慮するケースもあります。また専門職の人員につきましては、福祉生活課職員による横断的な対応で相談受付は行っているものの、専門職が不足しているのではないかということで△の評価とさせていただいております。周知状況と課題につきましてはホームページなどの情報発信もあるので、住民や関係者との間で基幹相談支

	<p>援センターへの理解、認知度はまだ低いのではないかという声もあります。今後の方向といたしましては、地域の実情に応じた対応をしており、一定の機能を果たしていると評価されではおりますが、人員体制や周知の面でも課題も多いということで△という評価をさせていただいています。では次の23ページに参ります。令和6年度の現状実績につきまして、専門的人材の確保、養成につきましてお話させていただきます。ペアレントトレーニングを通して子供とのかかわり方を改めて知るという形で研修をさせていただいております。令和6年度1月にスマイルプリーズ瑞穂で研修会を行わせていただきました。保護者の方、それから事業所の方の距離感も近く、少人数での開催ということもありまして、話しやすい雰囲気だったことで効果的だったという声も多数寄せられています。参加者の方の満足度も高く、行ってよかったですかなという感想を持ちました。本来ペアトレというのは全6回のプログラムなんですけれども、参加者の負担等を考慮して、短縮バージョンという形で、昨年度1回という実施になっておりますが、要点は抑えており、評価はおおむね良好となっております。では25ページ、地域との体制づくりに参ります。こちらにおきましては、子ども部会は、令和6年度に年間3回、7月、11月、2月に開催され、昨年度は会員の編成もありまして、従来よりも回数が増加しました。限られた期間内の中でやや多めではありますが、開催できたと評価しております。構成メンバーにつきましても、児童発達管理責任者を中心とした実務的な参加者で構成されておりまして、適切な体制が整ったのではないかと思います。協議内容につきましては、ペアレントトレーニングや医療的ケア児に関する具体的な課題を取り上げまして、現場目線で活発な意見や交換が行われ、特にペアレントトレーニングにつきましては、部会での協議から実施に結びついたという成果が明確にあったと評価しました。実施されたペアレントトレーニングの成果が上げられ、実践に結びついた取り組みを行うことができ、成果があったのではないかなど思います。評価は、地域の現状に則した体制づくりが行われているということもありまして○にさせていただきました。以上です。</p>
相談支援 部会長	<p>相談部会です。相談機能28ページをご覧ください。まず利用対象者の基準把握。障がい種別に関係なく対象者を把握し、相談に対応しています。協議会でのグラフ提示などにより対象者数の把握ができます。相談対応の方法について、基幹相談支援センターは電話や窓口対応が主でしたが、今年度から訪問相談も増えており、対応の幅が広がっています。支援の内容、効果について、当事者からの相談に対しては、必要な社会資源を提案できていますが、手帳を持たない精神障がい者など当事者以外や支援を拒否される方への対応には苦慮しています。この課題は以前から存在しており、引き続き対応が必要です。相談体制、福祉生活課の職員が横断的に対応していますが、専門職の増員が課題です。職員の異動等もあり体制強化が求められます。周知、啓発活動について、一定の相談件数があり、相談窓口の周知はある程度進んでいますが、関係機関との連携強化も含め、さらなる周知が必要とされています。ロールプレイを使った啓発活動も実施しており、一定の効果が見られます。次に緊急時の受け入れ対応、30ページです。施設に関するこの現在の利用施設につきまして、前年度の受け入</p>

	<p>れ件数が1件で対応は適切だったと評価されています。具体的には、利用者本人の気持ちの変化に応じて初日を中止したにもかかわらず、翌日の再度の利用依頼に応じるなど柔軟な対応がありました。施設の数、種類、受け入れ施設は現状大和園の1か所で運営されていますが、定員を超える事態などは発生していません。一方で強度行動障がいなど特性の強い利用者の受け入れなどの課題があり、今後の検討が必要とされています。また、現行の体制では子どもの受け入れができないこと、精神障がい者の利用についても精神障がい者保健福祉手帳の有無が条件とされ、これらの検討が必要です。利用方法に関しては、緊急短期入所の利用手順は一定程度整備されており、市役所施設への確認、事前訪問、アセスメント、受け入れという流れが想定されています。ただし、実際には突発的な事例への対応として、柔軟な運用がなされています。利用料に関しては短期入所相当の自己負担1日1,600円で適当です。利用相談に関することも現状問題ありません。利用料や周知、周知状況について、制度の内容や利用方法については相談支援専門員や他事業所を通じて一定の周知が図られていると評価がされています。次に専門的人材の確保、養成につきまして、こちらの項目は、部会で研修を実施しました。まず基幹相談支援センター主催の人材育成研修では、ロールプレイ形式の実践的な研修が行われ、相談支援部員は打ち合わせの段階から参加しました。権利擁護部会主催の虐待防止研修では、相談支援専門員がグループファシリテーターとして研修を補佐しました。ロールプレイを用いた研修は単なる座学ではなく、相談援助技術だけではなく、地域づくり、資源開発などの実践的なスキル向上に有効だと評価されました。また重層的支援体制への理解を深める機会にもなったとの意見も出されました。形式にとらわれない、実践的で効果的な研修の重要性が強調され、法定研修の限界を補う柔軟な研修の実施と多職種、他業域連携を意識した人材育成が積極的に行われていることが確認されています。国が定める法定研修では相談援助技術ばかりが重視され、地域づくりや多職種連携などの視点が不足しているという課題が問題提起されました。社会福祉制度の持続可能性や、引きこもり支援などを視野に入れた重層的、横断的な支援での人材育成が必要であるという方向性が共有されています。最後に地域体制づくりについてです。部会の開催についてですが、相談支援部会は年4回開催されており、開催時期は3か月に2回程度で定期的に行われています。会場についても、より広い場所へ移行するなど、環境整備の努力がなされています。参加者数は増加傾向にあり、参加者の専門性も多様化しています。これにより様々な視点から意見交換や課題共有が課題になっています。協議の主な内容は事例検討であり、具体的な支援事例を通じて地域課題を抽出しています。協議の成果として年度末には地域課題の整備、抽出結果を取りまとめています。これらの取り組みは地域の体制づくりに一定の成果を上げており、継続的な運営と成果の見える化がなされている点で高く評価されています。一方で必要とされる法的な取り組みも増えており、独自開発の事例検討方式を検討する機会の減少が懸念されています。以上です。</p>
権利擁護 部会長	続いて権利擁護部会の拠点評価シートの報告をさせていただきます。35ページの方を見ていただければと思います。まず専門的人材の確保、養

	成ということで、市内のサービス事業者、福祉関係者を対象とした虐待防止研修会の方を年1回行っております。内容としましては、講師に障がい者権利擁護センターのセンター長を招き、講義とグループワークを行いました。参加者は計86名の方に参加していただいております。8番の研修効果について、アンケート結果では大変よかったです、よかったですという評価が9割を占め、高評価であったかなというところです。36ページの評価改善点のところですが、どの項目においてもおおむね適切であったかなという風に評価の方をさせていただきました。続いて37ページ、地域の体制づくりにつきまして、権利擁護部会を年4回行っております。12月13日は、実際の虐待案件についての緊急的な部会ということで話し合いを行っております。6番の成果というところで研修会の立案、開催をさせていただきましたし、実際に市内で起こった虐待案件に対し部会としてケース会議を開催して、今後の対応について話し合いました。次年度以降の課題としては、研修会で出た課題をもとに目標達成に取り組んでいくということと、市内事業所が一堂に会してという機会でもあるので、横の連携を推進していきたいと考えております。38ページの評価改善点。こちらの方も評価としては、いずれも適切であったということで評価の方をさせていただきました。以上です。
会長	ありがとうございました。以上が各部会の方からの、それぞれ評価、改善点を含めてですが、くらし部会、子ども、相談支援、権利擁護部会、それぞれ該当するところで評価をお願いしております。かなり各部会の活動が充実しております、いろんな研修会も、横のつながりを強化しながら、実りある研修会を実施しております。いかがでしょうか。何かご質問等ございますでしょうか。かなりわかりやすい説明をいただきました。特に評価改善点が、おおむね○の適切という評価で、右側の方で理由改善点という項目が記載されておりますので、特に△の普通という評価の所を各部会長の方からご説明いただいておりますので、いろんな課題も見えてきたかなという風には思います。いかがでしょうか。毎回この評価を行っていきたいと思いますが、よろしいですか。ありがとうございました。この地域生活支援拠点の評価検証については、これで終了したいと思います。 それでは議題（4）瑞穂市障害者自立支援協議会の部会員の変更についてということで、こちらの方は事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	議題（4）瑞穂市障害者自立支援協議会相談支援部会 部会員の変更について、お手元の資料39ページの資料4をご覧ください。瑞穂市障害者自立支援協議会内規第6条の第4項に「部会員は、事務局会において協議し、全体会の承認を得て会長が指名する。」と規定されています。このたび、全ての部会において、年度変わりによる担当者の変更に伴う部会員の変更がございます。去る8月4日に行われました事務局会において協議されましたので、本日、全体会において承認いただく流れとなります。資料39ページ、くらし部会について、岐阜保健所健康推進課から高橋亜由美様、岐阜地域福祉事務所から奥村浩康様、地域活動支援センターふなぶせから田島恵里那様が新たな部会員となる案になります。続きまして、40ページをご覧ください。子ども部会につきまして、岐阜県立岐阜本巣特別支援学校の荒木由香様、てらぴあほけっと岐阜瑞穂教室、浅野美弥様、ヒ

	<p>ユーマンハート児童発達支援第1教室、蛯原瞳様、放課後デイサービスラビッドキッズ穂積 福富一様が新たな部会員となる案になります。続きまして、41ページ、相談支援部会についてです。支援センターふなぶせ、田島恵里那様、指定相談支援事業所うかいの岩田真由美様、相談支援事業所岐阜テラスの高松薰様、Re ; フレ相談支援センター、高橋鮎美様、相談支援事業所葵、松原恵美様が新たな部会員となる案になります。続きまして、42ページをご覧ください。権利擁護部会は、支援センターふなぶせ、田島恵里那様が新たな部会員となる案になります。以上で、説明を終わります。</p>
会長	<p>それでは事務局の提案にご異議はございませんでしょうか。この4部会の委員の就任にあたっていかがでしょうか。特に問題なければ、ご賛同いただける方は挙手をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;"><b>全員挙手</b></p> <p>それでは、自立支援協議会の各委員の部会の変更については、このご提示いただいた案通りということにさせていただきます。なお、部会員につきましては、後日改めて本人さんの方に依頼文書を送付して就任を依頼する予定であります。</p> <p>引き続きまして議題（5）ということで、今年度の令和7年度の各部会の活動の計画についてというところで、まずくらし部会の方からお願いしたいと思います。</p>
くらし 部会長	<p>43ページをご覧ください。くらし部会では、昨年度2回の部会を開催し、医療、福祉、地域など7つの支援種別ごとに抽出したニーズや課題について、活用できる地域資源の明確化や目標の設定を行いました。</p> <p>6月18日に開催した今年度第1回目のくらし部会において、今年度取り組むべき具体的な事業について協議しました。主な取組みについては、支援種別、医療の項目で、精神科訪問看護に関する情報提供ツールを関係機関へ周知し、支援時の説明や利用促進に活用するとし、具体的には、昨年度、岐阜県内における精神科訪問看護の事業所情報を取りまとめましたが、これについて広く周知、活用を図ることを目的として、利用案内を含む専用サイトを作成します。44ページにはサイトの概要、45ページにはサイトのコピーを添付させていただきました。このサイトについては、既に運用を開始しておりますほか、簡単にアクセスできるように、ポップカードを作成し、関係機関の窓口に設置し活用しております。現在、2,500超のアクセスがあります。次に、支援種別、障がい福祉・社会参加・地域の項目では、今年度もくらし部会や、民生委員・児童委員の皆さん、自立訓練事業所へ視察研修を行います。この視察研修については、46ページ以降に資料を添付させていただきましたが、既にくらし部会員が8月21日、社会福祉法人ふなぶせ様の施設で研修を行っております。</p> <p>支援種別、教育の項目では、市内小中学校及び朝日大学で、社会福祉協議会が実施している福祉共育事業を活用し、精神障がいに関する講義等を実施します。このほか、支援種別、住居の項目では、居住支援法人の調査を行い対応可能な法人を把握します。今後は、居住支援法人との情報共有や連携を図ってまいります。くらし部会からは以上です。</p>

子ども部会長	<p>子ども部会の活動計画は1枚の用紙にまとめてあります。今年度年間3回開催する予定です。</p> <p>1回目は6月11日に行いました。瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理、地域生活支援の拠点に関する評価・検証をさせていただいております。また、医療的ケア児の支援に関して、スマイルアップみずほの方に来ていただきまして、瑞穂市と周辺の地域における医療的ケア児の支援について情報共有をさせていただきました。</p> <p>2回目は、岐阜県発達支援センターによるティーチャーズトレーニング、これはペアレントトレーニングにつきましての支援者向けの講座という形で講義とワークショップ形式で2時間行われることが決まっております。この研修を基に、令和7年度12月から2月にかけて、3事業所にてペアレントトレーニングを行う予定であります。これらの研修を行ったあと、第3回目は令和8年の2月頃開催予定で、今後ペアレントトレーニングについて、どのように取り組んでいくかということを話し合う予定でございます。</p>
相談支援部会長	<p>第1回を4月25日に、第2回を6月27日に開催しました。第1回では事例検討と、基幹相談の人材育成研修について協議をし、第2回では事例検討に加え、総合支援プランと、地域生活支援拠点の評価、さらに民生委員児童委員協議会の研修会で行うロールプレイについても協議しました。このロールプレイは8,050世帯に多職種連携で介入する実演で、昨年は人材育成研修としていたものを今年は任意参加とし、8月22日に実施しました。相談部会員は13名参加しました。</p> <p>基幹の人材育成研修は今年度から年2回の実施で、1回目は、9月25日の第3回部会で、「自立生活援助」という、まだ珍しい障がい福祉サービスを開始された、かりんの木さんをお招きして説明と質疑応答を行います。基幹の人材育成研修2回目は、成年後見制度理解促進研修を瑞穂市の中核機関と基幹が共催で開催するので、相談員の制度理解と認知度を高めるために、部会で受講します。そのほか、地域生活支援拠点コーディネーターの機能の一つに「緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録」がありますが、この登録のために、相談員に対象者の情報提供を依頼する仕組みを検討し、その際は、その様式についても協議をしたいと思います。また、前回の全体会でご指摘いただきました、「モニタリング検証」についても調べ、検証手法に関する手引きをもとに、相談支援部会や事業所訪問でどうやるか、その際は、評価の指標をみんなで確認するとよいか等の協議もしたいと思っています。このように、相談支援部会では、公的に決められた課題が多く、去年、事例検討で地域課題を抽出するスキームを再開発したところですが、なかなか独自の取り組みをする機会が少なくなってきたところです。</p>
権利擁護部会長	<p>では資料62ページの方をご覧いただきながら、活動計画の方を報告させていただきます。部会の開催は年間4回の実施予定をしております。第1回目はすでに6月18日に実施しております、この時に地域生活支援拠点の評価等を行っております。</p> <p>今年度実施する活動計画としては、1つ目に虐待防止に関する協議ということで、こちらにつきましては、昨年度市内のB型事業所にて虐待事案</p>

	<p>が発生しております。その関係で今年度5月23日に一度事業所訪問をしまして、当該事業所の利用者や、職員へのヒアリングを実施しております。また事業所が改善計画で出された研修計画に基づき、外部講師による事業所の虐待防止研修をやっておりましたので、そちらの方の確認もさせていただきました。また、第2回目ということで、先日8月22日にも虐待防止研修の方を行われておりましたので、そちらの方にも部会員が数名で確認させていただきました。今後も虐待防止に関する協議の方は継続して行っていきます。</p> <p>2つ目ですが、成年後見制度の利用促進に関する協議ということで、こちらの方は中核機関の設置に伴う一時相談機能として、相談があった場合に協議をするということで、こちらは瑞穂市社協さんが相談窓口になっておりますので、そちらの方に案件が上がった場合、協議を行っていくという形になります。</p> <p>3つ目に差別解消に関する協議ということで、こちら取り組みとしては薄いんですが、継続して協議の方を行っていきたいと思います。</p> <p>4つ目に研修会の開催ということで、昨年度も行いました虐待防止研修会を今年度も開催予定です。時期としては令和7年12月19日に予定しております。詳細は今後詰めていますが、例年通り講義とグループワークという形で進めていきたいと思います。最後に、地域生活支援拠点に関する評価ということで、第1回目の部会において評価を行っております。</p>
会長	ありがとうございました。それぞれ4部会の部会長から、今年度の活動の方針についてご説明がありました。いかがでしょうか、委員の皆様方の方からご質問やご意見等はございますでしょうか。くらし部会の方は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、長年の課題といいますか、具体的な取り組みの工程表の提示をされました。その中で精神科の訪問看護の活用ということで、資料44、45ページを提示され、非常に利用しやすいサイトとなっております。こちらについてA委員さんに伺いたいのですが、もとす医師会の方で、情報共有をしていただければと思います。精神障がい者の方の相談も非常に多くなっていますので。何か、ご意見等をいただけたらと思います。
A委員	医師会の方からということでございますが、こちらの方は、まだあまり取り上げていないもので、今後取り組んでいかなければいけないなと思っておりますので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。
会長	ありがとうございます。くらし部会は、この工程表に基づいて色々な取り組みが始まっていくといいかなと思いますのでよろしくお願ひします。子ども部会の方は、別紙の方で活動計画を出されましたので、こちらについてもいかがでしょうか。今年度は部会を3回開催予定ということで、研修も含めて活動をお願いします。相談支援の方は、かなり大変だと思いますが、やはり相談の方から見える課題を抽出するのがいいのかなと思います。権利擁護部会の方も色々な活動を始めていただいております。また研修会も12月19日に開催されるということで、こちらの方も期待していきたいなという風に思っております。

	は引き続きまして議題の（6）ということでその他になります。事務局の方からご説明をお願いします。
事務局	<p>それでは議題（6）その他、第4期障がい者総合支援プランについてでございます。現在、第3期障がい者総合支援プランによって施策を推進しておりますが、計画期間終了が令和9年3月のため、次の第4期計画（令和9年度～令和11年度）を作成するため、瑞穂市障害者計画策定委員会の新たな委員の選任を行っています。附属機関設置条例により、障がい者計画策定委員会の委員は12人以内と定められています。瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱の中で、公募による委員数を全体の委員数の3割以上を目標とすることあるため、4名を公募し4名の委員を選定しました。また、4名とは別に委員として、学識経験者（大学教員）1名、識見を有する者（医師）1名、関係団体5名（民生委員児童委員1名、障がい者団体1名、障がい福祉施設の代表1名、社会福祉協議会1名）行政機関1名（もとす広域連合幼児療育センター1名）を委員として推薦していただく依頼をしています。9月中旬頃には委員が決まり、10月に1回目の障がい者計画等策定委員会を行い、今年度実施するアンケートについて協議し、会議終了後アンケートを実施しアンケートをとりまとめ、来年度に計画について協議を重ね、来年度末までに計画を完成させる予定です。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。現在の3期から今度、令和9年度4月に第4期の総合支援プランの作成ということで関わってきます。この自立支援協議会の中からもメンバーが何人か選任されることになるので、協議会とも連携しながら、より良い総合支援プランが出来上がっててくるといいかなと思います。ただ、この障がい者計画策定にあたって、自立支援協議会に色々とご相談したりすることもあるうかと思いますので、その際にまたご意見いただければと思います。これについてはいかがでしょうか、何かコメントとか質問とかございますでしょうか。別途に策定委員会が進んでいきますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは最後になります。議題はこれで終了とさせていただきます。追加質問可ということで自立支援協議会全般についての何かご意見、今までのことでも結構ですが、何かご質問等ありましたら、あるいは各現場の方からの情報提供がありましたら遠慮なく言っていただければと思いますが。</p> <p>それでは事務局の方からその他ということで何かあればお願いしたいと思いますが。</p>
事務局	<p>その他ということで、事務局の方からお知らせをさせていただきます。お手元の当日配布資料、A4、1枚の「瑞穂市障がい者文化芸術作品展作品募集」という資料をご覧ください。昨年度、清流の国ぎふ文化祭2024の開催に伴い、瑞穂市障がい者文化芸術作品展を実施しました。第3期瑞穂市障がい者総合支援プランにも「障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画」が位置付けられています。今年度も昨年度に引き続き、瑞穂市文化協会祭とタイアップしていて、文化協会の作品展の会場を一部お借りして、11月1日土曜日から11月3日月曜日の祝日まで市民センターの2階球技場で展示されます。文化協会祭の作品展示と同じ会場で展</p>

	示されることもあり、より多くの人に観てもらえる機会となります。自立支援協議会の委員さんにおかれましても、お時間がありましたら会場まで足を運んでいただけますとありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。
会長	ありがとうございます。これはいつから作品展が始まったんですか。
事務局	昨年度から始まっています。
会長	昨年度からですね。これは例えば何か優秀賞とか、そういう賞等を決めるのでしょうか。展示するだけなのでしょうか。
事務局	特段、賞は設けていないです。出品していただき展示をさせていただいております。
会長	ぜひこの11月1日から3日の間に作品展が開催されますのでお時間のある方ご参加いただければと思います。よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にこういった情報提供あればいかがでしょうか。よろしいですかね。それでは全体会に関して、特に質問がないようですので、次回の全体会について事務局の方からご説明の方をお願いしたいと思います。
事務局	次回の全体会についてですが、資料にも載せてございますが、令和8年の2月16日の月曜日13時半から瑞穂市民センターの方で行いたいと思っております。会場の都合もありますが、市民センターということで提案したいと思いますがいかがでしょうか。
会長	いかがでしょうか。来年の令和8年2月16日月曜日、13時30分からということで、瑞穂市民センター第2会議室を予定しておりますがよろしいでしょうか。こちらで日程の調整させていただきましたけれども、ぜひご確認のうえ皆さんご出席いただければと思いますのでよろしいですか。では次回の全体会についてはこの2月16日ということで決定をさせていただきます。それでは少し早い終了となりましたが、本日の協議事項は全て終了しました。私の方の会長の任務の方も終了させていただきます。議事進行がスムーズにできたことを感謝申し上げます。本日は本当にありがとうございました。
司会	会長さんを始め、委員の皆様には長時間にわたり慎重なご協議をいただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして本日の協議会を閉会させていただきます。皆様お気を付けてお帰り下さい。ありがとうございました。